

# 使用料の減免

(大郷町B & G海洋センター・大郷町総合運動場・大郷町町民体育館・フラップ大郷21)

○大郷町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則（抜粋）

(使用料の減免)

第11条 条例第8条の規定により使用料を減免する場合及びその減免の割合は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書を町長に提出しなければならない。

(平23規則6・一部改正)

別表第2(平23規則24・全改、令2規則9・一部改正)

スポーツ施設(フラップ大郷21を除く)の使用料の減免

減免できる場合	減免率
1 国又は地方公共団体が主催して利用する場合	100分の100
2 町又は町教育委員会が主催し、又は共催して利用する場合	100分の100
3 町内の小・中学生が教育課程に基づく学習活動として利用する場合	100分の100
4 町が育成する各種団体が利用する場合	100分の100
5 町内に存する企業、事業所が従業員の福利厚生のために利用する場合	100分の50
6 その他町長が特別の事由があると認めた場合	町長が認める額

別表第3(平23規則24・全改、平24規則3・平25規則21・令2規則9・一部改正)

フラップ大郷21の使用料の減免

減免できる場合	減免率
1 国又は地方公共団体が主催して利用する場合	100分の100
2 町又は町教育委員会が主催し、又は共催して利用する場合	100分の100
3 町内の小・中学校が教育課程に基づく学習活動として利用する場合	100分の100
4 町が育成する各種団体が利用する場合	100分の70
5 黒川郡内に存する日本ハンドボールリーグ加盟団体が練習及び試合に利用する場合	100分の50
6 その他町長が特別の事由があると認めるとき	町長が認める額

別表第4(平23規則24・全改、令2規則9・一部改正)

スポーツ施設の設備及び照明設備使用料の減免

減免できる場合	減免率
1 国又は地方公共団体が主催して利用する場合	100分の50
2 町又は町教育委員会が主催し、又は共催して利用する場合	100分の100
3 町内の小・中学校が教育課程に基づく学習活動として利用する場合	100分の100